

令和4年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項の規定により作成する茨城県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、地域医療介護総合確保基金を財源として予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 この基金の対象事業（以下「基金事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

| 事業の区分 | 事業の内容 | 交付基準 | 交付の相手方 |
|-----------------------|---|---------|--------|
| 県計画に定める介護施設等の整備に関する事業 | 地域密着型老人福祉施設整備推進事業 （地域密着型サービス等整備助成事業） | 別表1のとおり | 市町村 |
| | 老人福祉施設開設準備経費助成事業（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業） | 別表2のとおり | 市町村 |
| | 地域密着型老人福祉施設整備推進事業 （既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業） | 別表3のとおり | 市町村 |
| | 地域密着型老人福祉施設整備推進事業 （介護職員の宿舎施設整備事業） | 別表4のとおり | 市町村 |

（交付額の算出方法）

第3条 県計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める基準額に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表4の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額について予算の範囲で知事が別に定める基準額内で助成する。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金交付申請書（様式第1号）による申請もできるものとする。

（変更交付申請）

第5条 この交付金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、前条に定める申請の手続きに従い、別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定の通知）

第6条 この交付金の交付決定の通知は、交付金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第7条 この交付金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の交付金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第8条 市町村の助成により事業者が実施する基金事業に対して基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 基金事業を中止し、又は廃止する場合には知事の承認を受けなければならない。
- (3) 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日(基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 市町村が、事業者が実施する基金事業に対して、茨城県からの補助金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

ア 事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であるため競争を行う必要があり、予定価格1千万円以上の建設工事については、原則として一般競争入札によるものとし、設備整備についても一契約の予定価格が160万円(設備工事にあつては250万円)を超える場合には原則として競争入札によらなければならない。また、低廉な物品を調達する以外は、特段の理由がない限り一者随意契約は認められない。

イ 基金事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に速やかに市町村長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

コ 事業を行う者がアからケまでにより付した条件に違反した場合及び偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(5) (4)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(6) (4)の力により、事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を知事に納付させることがある。んんん

(7) (4)のロにより、事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日（事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に報告しなければならない。報告にあたっては、電子申請・届出システムによる報告を原則とするが、実績報告書（様式第3号）による報告もできるものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、令和5年3月31日までに知事に報告しなければならない。報告にあたっては、電子申請・届出システムによる報告を原則とするが、年度終了実績報告書（様式第4号）による報告もできるものとする。この場合の事業実績報告の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日までとする。

(交付額の確定)

第10条 この補助金の交付額の確定は、補助金確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(交付金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第12条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

付 則

この要項は、令和4年6月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1 配分基礎単価

地域密着型老人福祉施設整備推進事業（地域密着型サービス等整備助成事業）

| 1 区分 | 2 基準額 | 3 単 位 | 4 対象経費 |
|--|--------------------------------|----------|---|
| 地域密着型サービス施設等の整備 | | | <p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助金等）において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |
| ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～4,480千円 の範囲で知事が定める額 | 整備床数 | |
| ・小規模な介護老人保健施設 | 25,000～56,000千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・小規模な養護老人ホーム | 2,380千円 の範囲で知事が定める額 | 整備床数 | |
| ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～4,480千円 の範囲で知事が定める額 | 整備床数 | |
| ・小規模な介護医療院 | 25,000～56,000千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・認知症高齢者グループホーム | 15,000～33,600千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所 | 15,000～33,600千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 5,940千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 15,000～33,600千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・認知症対応型デイサービスセンター | 11,900千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・介護予防拠点 | 8,910千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・地域包括支援センター | 1,190千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・生活支援ハウス | 35,700千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・緊急ショートステイの整備 | 1,190千円 の範囲で知事が定める額 | 整備床数 | |
| ・施設内保育施設 | 11,900千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～4,480千円 の範囲で知事が定める額 | 整備床数 | |

| | | |
|---|----------------------------------|--------|
| 介護施設等の合築等 | | |
| 上記の事業対象施設と合築・併設 | 合築・併設する施設それぞれ上記の配分基準単価に1.05を乗じた額 | 上記に準ずる |
| 空き家を活用した整備 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター | 8,910千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 |
| 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス | 1,128千円 の範囲で知事が定める額 | 定員数 |

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基準単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

注) 小規模な介護付きホームにサービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

別表2 配分基礎単価

老人福祉施設開設準備経費助成事業（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

| 1 区分 | 2 基準額 | 3 単位 | 4 対象経費 |
|--|--------------------------|---|---|
| 介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費 | | | |
| 定員30名以上の広域型施設等 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 839 千円 の範囲で知事が定める額 | 定員数 | <p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費，使用料及び賃借料，備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む），報酬，給料，職員手当等，共済費，賃金，旅費，役務費，委託料又は工事請負費。</p> <p>職業訓練期間中の雇上げは最大6ヶ月間。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置） | 4,200 千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| 定員29名以下の地域密着型施設等 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・小規模な介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 839 千円 の範囲で知事が定める額 | 定員数 *小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 14,000 千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な養護老人ホーム | 420 千円 の範囲で知事が定める額 | 定員数 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設内保育施設 | 4,200 千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |

| | | | |
|---|----------------------|---|---|
| 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・介護医療院 ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 | 219千円 の範囲で知事が定める額 | 定員数 (転換前床数) | |
| 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費 | | | |
| 定員30名以上の広域型施設等 | | | 特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 420千円 の範囲で知事が定める額 | 定員数 | |
| 定員29名以下の地域密着型施設等 | | | 特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模なケアハウス(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・小規模な介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生 | 420千円 の範囲で知事が定める額 | 定員数 *小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。 | |

| | | | | |
|--|-----------------------|-------------------------|------|--|
| | 活介護の指定を受けるもの) | | | |
| | ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 7,000 千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| | ・ 小規模な養護老人ホーム | 210 千円 の範囲で知事が定める額 | 定員数 | |
| | ・ 施設内保育施設 | 2,100 千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費 | | | | 介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費，修繕料），備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む），報酬，旅費，役務費（通信運搬費，広告料，手数料）又は委託料。 |
| | ・ 介護予防拠点 | 100 千円 の範囲で知事が定める額 | 1 か所 | |

注) 小規模な介護付きホームにサービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）に規定するサービス高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

別表3 配分基礎単価

地域密着型老人福祉施設整備推進事業

(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

| 1 区分 | 2 基準額 | 3 単位 | 4 対象経費 |
|--|---------------------------|-----------|---|
| 既存施設のユニット化改修 | | | <p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |
| 「個室→ユニット化」改修 | 1,190千円 の範囲で知事が定める額 | 整備床数 | |
| 「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修 | 2,380千円 の範囲で知事が定める額 | | |
| ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・介護医療院 ・特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム | | | |
| 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修 | 734千円 の範囲で知事が定める額 | 整備床数 | |
| 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む) | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・介護医療院 ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 | 創設 2,240千円 の範囲で知事が定める額 | 転換前 床数 | |
| | 改築 2,770千円 の範囲で知事が定める額 | | |
| | 改修 1,115千円 の範囲で知事が定める額 | | |

| | | | |
|--|------------------------|------|--|
| 介護施設等の看取り環境の整備 | | | 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 3,500千円 の範囲で知事が定める額 | 施設数 | |
| 共生型サービス事業所の整備 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 1,029千円 の範囲で知事が定める額 | 事業所数 | |

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表4 配分基礎単価

地域密着型老人福祉施設整備推進事業（介護職員の宿舎施設整備事業）

| 1 区分 | 2 配分基準 | 3 補助率 | 4 対象経費 |
|---|--|-------|---|
| 介護職員の宿舎施設整備事業 | | | <p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |
| ・特別養護老人ホーム | <p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p> | 1/3 | |
| ・介護老人保健施設 | | | |
| ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | | | |
| ・介護医療院 | | | |
| ・認知症高齢者グループホーム | | | |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所 | | | |
| ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | | |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | | | |
| ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | | | |

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

茨城県知事 殿

〇〇(市・町・村)長

令和4年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金(介護施設等の整備に関する事業)の
交付申請について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 交付申請額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、〇〇事業(地域密着型老人福祉施設整備推進事業, 老人福祉施設開設準備経費助成事業等)分
として

※該当する事業名のみとすること。

| 内訳 | (円) |
|------|---------|
| 施設種別 | 補助(予定)額 |
| | |
| | |
| | |

2 添付書類

- (1) 歳入歳出予算(見込)書(参考様式1)
- (2) 事業計画内訳表(参考様式2)
- (3) その他参考となる資料

3 受領方法 口座振替払い(下記のとおり)

| | | |
|------|------|----|
| 指定銀行 | 銀行 | 支店 |
| 口座種別 | | |
| 口座名義 | (かた) | |
| 口座番号 | | |

〇〇 (市・町・村) 長殿

茨城県知事

令和4年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (介護施設等の整備に関する事業) 交付
決定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則 (昭和36年茨城県規則第67号) の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

1 交付決定額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、〇〇事業 (地域密着型老人福祉施設整備推進事業, 老人福祉施設開設準備経費助成事業等) 分として

※該当する事業名のみとすること。

2 施設の種別及び補助 (予定) 額については、次のとおりであること。

(円)

| 施設種別 | 補助 (予定) 額 |
|------|-----------|
| | |
| | |
| | |

茨城県知事 殿

〇〇(市・町・村)長

令和4年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金(介護施設等の整備に関する事業)
の事業実績報告について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

1 交付精算額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、〇〇事業(地域密着型老人福祉施設整備推進事業, 老人福祉施設開設準備経費助成事業等)分として

※該当する事業名のみとすること。

2 添付書類

- (1) 歳入歳出決算(見込)書
- (2) 事業計画内訳表(参考様式2)
- (3) 精算額内訳書(参考様式3)
- (4) 事業者から知事への実績報告書(参考様式4)
- (5) その他参考となる資料

茨城県知事 殿

〇〇(市・町・村)長

令和4年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金(介護施設等の整備に関する事業)に係る年度終了実績報告について

このことについて、下記のとおり報告する。

記

事業名： 事業

| 施設名 | 設置主体 | 補助金の額 | 12月末日の出来高 | 3月末日までの出来高 | 繰越見込高 | 繰越見込額 |
|-----|------|--------|-----------|------------|------------------|----------------|
| | | A 円 | B % | C % | D = 100 - C % | E = A × D 円 |
| 合計 | | | | | | |

- * 繰越理由 ()
- * 事業完了予定年月日 年 月 日
- * 事業ごとに別表とすること。
- * 事業者から知事への年度終了実績報告書(参考様式5)を添付すること。
- * その他参考となる資料があれば添付すること。

〇〇(市・町・村)長殿

茨城県知事

令和4年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金(介護施設等の整備に関する事業)
確定通知書

このことについて、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

(円)

| 施設種別 | 補助額 |
|------|-----|
| | |
| | |
| | |

ただし、〇〇事業(地域密着型老人福祉施設整備推進事業, 老人福祉施設開設準備経費助成事業等)分として

※該当する事業名のみとすること。

(参考様式1)

歳入歳出予算・決算（見込）書抄本

(歳 入)

(単位：円)

| 款項目 | 金額 | 節 | 金額 | 付記 |
|-------------|----|---|----|----|
| 款 項 目 | | | | |

(歳 出)

(単位：円)

| 款項目 | 金額 | 節 | 金額 | 付記 |
|-------------|----|---|----|----|
| 款 項 目 | | | | |

本書は、令和 年度〇〇市（町・村）一般会計歳入歳出予算・決算（見込）書抄本であることを証明する。

年 月 日

〇〇（市・町・村）長

4. 地域密着型老人福祉施設整備推進事業（介護職員の宿舎施設整備事業）

| 施設種別 | 〇〇年度 | 〇〇年度 | 〇〇年度 | 〇〇年度 | 〇〇年度 | 〇〇年度 | 〇〇年度 | 合計 |
|--|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 特別養護老人ホーム | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 介護老人保健施設 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 介護医療院 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 認知症高齢者グループホーム | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービスピス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 施設数計 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 所要見込額 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

5. 合計（1+2+3+4）

千円

精算額内訳書(老人福祉施設開設準備経費助成事業)

(単位:円)

| 施設の種別 | 施設の種類 | 施設の名称 | 設置主体 | 整備数 | | 総事業費 A | 対象経費の 実支出額 B(≦A) | 寄付金その他 の収入額 C | 差引額 D(A-C) | 基準額 E | 交付金 所要額 F | 交付金 交付決定額 G | 交付金 受入済額 H | 差引過不足額 (不用額) I(G-F) | | | |
|-------|-------|-------|------|-----|----|-----------|------------------------|---------------------|---------------|----------|-----------------|-------------------|------------------|---------------------------|---|---|---|
| | | | | 施設数 | 床数 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | |
| | | | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | |
| | | | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | |
| | | | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 |

* 基準額(E)の欄は、整備床数(宿泊定員数)に基準単価を乗じた額を記入すること。
 * 交付金所要額(F)の欄は、B欄、D欄及びE欄の各欄の額を比較して最も低い額を記入すること。
 * 赤字のセルには計算式が入力されているため、手入力を行わない。

精算額内訳書(老人福祉施設開設準備経費助成事業)

(単位:円)

| 施設の種別 | 施設の種類 | 設置主体 | 整備数 | | 総事業費 A | 対象経費の 実支出額 B(≦A) | 寄付金その他 の収入額 C | 差引額 D(A-C) | 基準額 E | 交付金 所要額 F | 交付金 交付決定額 G | 交付金 受入済額 H | 差引過不足額 (不用額) I(G-F) |
|----------------|-------|--------|-----|----|------------|------------------------|---------------------|---------------|-----------|-----------------|-------------------|------------------|---------------------------|
| | | | 施設数 | 床数 | | | | | | | | | |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 〇〇荘 | (福)〇〇会 | 1 | 9 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | 5,400,000 | 5,400,000 | 5,400,000 | 0 | 0 |
| | | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0 |
| | | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0 |
| | | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0 |
| 合計 | | | 1 | 9 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | 5,400,000 | 5,400,000 | 5,400,000 | 0 | 0 |

* 基準額(E)の欄は、整備床数(宿泊定員数)に基準単価を乗じた額を記入すること。

* 交付金所要額(F)の欄は、B欄、D欄及びE欄の各欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

* 赤字のセルには計算式が入力されているため、手入力を行わない。

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
法人名
法人代表者名

令和 4 年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の整備に関する事業）の
事業実績報告について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

- 1 交付精算額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
ただし、〇〇事業（地域密着型老人福祉施設整備推進事業、老人福祉施設開設準備経費助成事業等）分として
※該当する事業名のみとすること。
- 2 添付書類
（市町村への実績報告書添付書類一式）